

四半期報告書

(第51期第3四半期)

自 平成29年4月1日

至 平成29年6月30日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10

2 役員の状況

	10
--	----

第4 経理の状況

	11
--	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15

2 その他

	19
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	20
--	----

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月14日
【四半期会計期間】	第51期第3四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第3四半期連結 累計期間	第51期 第3四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自平成27年 10月1日 至平成28年 6月30日	自平成28年 10月1日 至平成29年 6月30日	自平成27年 10月1日 至平成28年 9月30日
売上高 (百万円)	43,702	44,625	57,750
経常利益 (百万円)	7,853	7,163	7,604
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	4,959	4,748	4,770
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,934	5,896	3,958
純資産額 (百万円)	64,533	68,099	64,556
総資産額 (百万円)	77,434	81,095	81,116
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	186.78	178.97	179.65
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	185.98	178.19	178.88
自己資本比率 (%)	81.3	82.0	77.7

回次	第50期 第3四半期連結 会計期間	第51期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	60.06	54.42

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

株式会社TKCおよびその連結子会社等5社を含む連結グループの当第3四半期連結累計期間（以下、当第3四半期）における経営成績は、売上高が44,625百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）2.1%増）、営業利益は6,968百万円（前期比9.5%減）、経常利益は7,163百万円（前期比8.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は4,748百万円（前期比4.2%減）となりました。

その主たる要因は、会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したものの、地方公共団体事業部門において前期にあったマイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修が当期はなかったことなどが挙げられます。

当第3四半期における部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの第3四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は31,130百万円（前期比4.1%増）、営業利益は6,169百万円（前期比6.2%増）となりました。
- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比4.1%増となりました。これは、前期に引き続き中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」に加え、マイナンバーの適切な管理を支援する「PXまいポータル」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」など、クラウドサービスのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比5.8%増となりました。これは、FX4クラウドおよび「e21まいスター」、相続税や年末調整等の税務申告システムのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比10.7%減となりました。これは、FX4クラウド等のユーザー数が伸展したことに伴い、クライアント/サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。
- ⑤ハードウェア売上高は、前期比7.6%増となりました。これは会計事務所向けに管理文書ファイルの保存用機器として、ファイルサーバーの取り扱いを開始したことによりです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は10,650百万円（前期比3.1%減）、営業利益は566百万円（前期比65.4%減）となりました。
- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比3.4%増となりました。これは「新世代TASKクラウド」「証明書コンビニ交付システム」などのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比21.3%減となりました。これは、前期実施したマイナンバー制度の開始に伴うシステム改修など、大規模な法改正対応案件が当期はなかったことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比8.0%減となりました。これはハードウェア売上の増加に伴い現地調整等に係る売り上げが増えたものの、前期にあった地方税電子申告審査サービスの審査システム更改に伴う売り上げが当期ではなかったことによるものです。
- ⑤ハードウェア売上高は、前期比97.3%増となりました。これはマイナンバー制度の開始に伴う情報セキュリティ体制の強化（市町村の情報セキュリティ強化対策）が求められたことにより、サーバーやネットワーク機器等の販売台数が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は2,844百万円（前期比1.4%増）、営業利益は223百万円（前期比10.8%減）の業績となりました。
- ②データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比1.8%増となりました。これは民間企業からのDM受注が前期と比較して減少したものの、官公庁、外郭団体からの大口入札物件、選挙関連受注があったことによるものです。
- ③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比2.8%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることによるものです。

2. 全社に関わる重要な事項

(1) カスタマーサポートセンターの建設

当社システムを利用するお客さまへのサポート体制を強化するため、平成30年4月を業務開始予定として栃木県鹿沼市に新しいオフィスビル「カスタマーサポートセンター」を建設しています。これに伴い、これまで100名だった電話対応スタッフを、平成30年3月までに300名に順次増員する計画です。

(2) ISO27017 認証取得

TKCインターネット・サービスセンターにおいて、クラウドサービスセキュリティの国際規格「ISO/IEC27017」の第三者認証を取得しました（認証登録日：平成29年6月19日）。ISO/IEC27017は、クラウドサービスに関する情報セキュリティの国際規格です。情報セキュリティ全般に関するマネジメントシステム規格「ISO/IEC27001」の取り組みを、ISO/IEC27017で補完することにより、クラウドサービスの情報セキュリティ管理体制の一層の強化を図ることができます。

当社では、平成27年10月に日本で初めてパブリッククラウドサービスにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC27018」の第三者認証を取得しています。今回、ISO/IEC27017を取得したことで、クラウドサービス事業者として情報セキュリティ体制の整備・運用への取り組みをさらに強化するとともに、引き続き、お客さまが“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の提供に努めてまいります。

(3) AIリサーチセンターの新設

AIの最新動向を収集・分析し、社内利用および製品・サービスへの活用を図るため、4月1日に社長直轄の部門として、「AIリサーチセンター」を設置しました。当社では、昨年秋にシステム開発部門を中心とした「ビッグデータ・AI活用検討プロジェクト」を立ち上げ、AI活用の可能性について検討を進めてきました。この成果を踏まえて、当センターでは先端技術や製品の研究を行うとともに、1~2年後の実用化を見据えて社内外から活用アイデアを募り、プロトタイプ版の制作・評価、機能搭載への技術的支援などへ取り組みます。

(4) 情報セキュリティ戦略室の新設

当社は、情報セキュリティ管理体制の一段の強化を図るため、6月1日に「情報セキュリティ戦略室」を設置しました。これは、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構が公表した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（2015年12月）を踏まえた対策を講じるとともに、情報セキュリティ管理体制の強化を中心的に進める組織です。

ICTの利活用が進む一方で、組織が保有する個人情報はじめとする重要な情報を狙うサイバー攻撃が増加傾向にあり、またその手口は巧妙化しています。

当社は、会計事務所とその関与先企業、地方公共団体を対象として、常に最新のICTの最適な活用を通して、各種情報サービスを提供しています。このため当社は、情報セキュリティの確保を事業活動の重要課題であると認識するとともに、社会的責務であると位置づけ、当社の提供する各種サービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう情報セキュリティ管理体制の強化に継続して取り組んでまいります。

3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、お客さまである税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ

(<http://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

(1) TKC全国会の運動について

① TKC全国会の運動方針

TKC全国会では、平成26年1月に開催した「TKC全国会政策発表会」において、その事業目的に「中小企業の存続・発展の支援」を新たに加えるとともに、その実現に向けた積極的な取り組みを行っています。

その第1ステージ（平成26年1月～平成28年12月）では、「TKC会員事務所の総合力の強化と会員数の拡大」をテーマとした運動を行ってきました。

平成29年1月からは、平成30年12月までを第2ステージとして以下の2つの重点運動方針を設定し、その実現に向けた積極的な取り組みを行っています。

●重点運動1：三大テーマに取り組み、社会的な役割を全うしよう！

- 1) 「中小会計要領」に準拠した信頼性の高い決算書の作成と金融機関等への普及・啓発
- 2) 「書面添付」の推進（租税法律主義に立脚した税理士業務の遂行）
- 3) 「自計化」の推進（中小企業の存続・発展支援）

●重点運動2：事務所総合力を発揮し、高付加価値体制を構築しよう！

関与先企業等に対して、地域金融機関等と連携して、以下の3点を積極的に展開する。

- 1) 「TKCモニタリング情報サービス」
- 2) 「経営改善支援」（早期経営改善計画策定支援）
- 3) 「創業」「事業承継」「海外展開支援」等

こうしたTKC全国会の運動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社はその運動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

(2) TKC全国会の重点運動の支援について

TKC全国会の運動を支援するため、「TKC方式による自計化推進（FXシリーズの推進）」「優良関与先の離脱防止（FX4クラウドの推進）」「会員導入（TKC全国会への入会促進）」「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の利用促進」を重点テーマとして積極的な活動を行っています。

①TKC方式による自計化推進（FXシリーズの推進）

1) TKC会員事務所が自立的に「TKC方式による自計化推進」が行えるよう、約1,850の事務所に対して「自計化推進会議」の開催を支援しています。この会議では、推進目標の設定や推進方法の検討、FXシリーズの機能強化に関する情報提供、その活用方法に関する研修、推進事例などの情報共有を行っており、継続的に開催している事務所のFXシリーズの導入社数は全体で前期比109.8%と顕著な成果を残しています。

当第3四半期においては、「365日変動損益計算書」や部門別管理の活用に関する研修、FXシリーズの機能として4月1日から搭載した「TKC証憑ストレージサービス」の活用など、TKC会員事務所が関与先企業へ提供するサービスの高付加価値化とFXシリーズの顧客メリットを高める情報の提供を行いました。

2) FXシリーズ利用企業の円滑なシステム運用とTKC会員事務所が安心して自計化推進が行える環境を提供するため、6月1日より「TKCシステムまいサポート」を開始しました。これは、昨今のICTの進化やクラウドコンピューティングの普及等により中小企業でのシステム運用環境が複雑化していることを踏まえ、これまで主にTKC会員事務所が行ってきた関与先企業へのシステムサポートを、専門的な教育を受けた当社社員がTKC会員事務所の依頼に基づき行うものです。

こうした活動により、FXシリーズのユーザー数は平成29年6月30日現在で約24万5,000社となりました。

②優良関与先の離脱防止（FX4クラウドの推進）

TKC会員の優良関与先の離脱防止と関与先拡大を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。

1) TKC会員事務所の提案力を強化する支援活動

当第3四半期においては、「銀行信販データ受信機能の利用による経理事務の省力化」「他社業務システムとの仕訳連携による経理業務の効率化」「部門別・階層別業績管理とマネジメントレポート設計ツールの活用」を訴求ポイントとした推進活動に加え、企業の課題を発見するための「ビジネスモデル俯瞰図」を活用した関与先企業へのコンサルティングに関する研修を実施し、TKC会員事務所の提案力の強化を支援しました。

2) 企業グループに対する経営支援活動

当社では、TKC会員の関与先拡大支援とFXシリーズのユーザー拡大を目的として、フランチャイズチェーンやボランティアチェーン等の企業グループに対して「月次決算体制の構築支援」や「経営計画策定支援」等による各加盟店等の経営力強化を支援する活動を展開しています。当第3四半期においては、株式会社ロータス（4月11日契約）や一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（6月1日契約）と提携し、TKC会員事務所による加盟店等への研修や個別相談などのコンサルティングを開始しました。

こうした活動の結果、FX4クラウドのユーザー数は、平成29年6月30日現在で約1万社となりました。

③「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた活動

TKC全国会では、平成29年9月末までにTKC会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト9501」へ積極的に取り組んでいます。当社はその達成に向けてTKC全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当第3四半期においては、7月以降に実施予定の未入会向けセミナーへの動員を図るため、TKC会員から未入会税理士の紹介を受ける活動を展開しました。これにより6月末までに約850名の紹介を受けています。これら未入会税理士に対しては「法人税の電子申告義務化」へのTKCおよびTKC全国会の対応や、「早期経営改善計画策定支援」に関するTKC全国会の対応方針などの情報提供を行い、入会を促進しました。

こうした活動の結果、TKC会員は平成29年6月30日現在で9,400事務所、1万1,000名となりました。

④税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の促進

TKC会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を提供しています。

当第3四半期は「業務処理簿の自動作成機能」や「使用人等に対する監督義務の完全履行」など、会計事務所のコンプライアンス経営の実現を訴求ポイントとして、利用促進を行いました。

こうした活動の結果、OMS利用事務所数は平成29年6月30日現在で約6,600となりました。

(3) FinTechへの取り組み

①関与先企業向けFinTechサービス

平成28年6月に提供を開始したFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」の利用促進に注力しています。これは、99%超の金融機関（法人口座）※のインターネットバンキングサービス等の取引データや主要なクレジットカー

ドの明細を自動受信し、あらかじめ設定した仕訳ルールをもとに正確な仕訳を簡単に計上できるよう支援する機能です。

当第3四半期においては、当機能の利用が仕訳入力の省力化につながる点を訴求ポイントとしてFXシリーズの利用を促進するとともに、同機能のさらなる利便性向上を図るため、三菱東京UFJ銀行や常陽銀行とAPI連携に向けた取り組みを進めました。

※都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫

②金融機関向けFinTechサービス

1)「TKCモニタリング情報サービス」の推進

平成28年10月に提供を開始した金融機関向けFinTechサービス「TKCモニタリング情報サービス」の利用拡大に注力しています。

これは、TKC会員事務所が行う月次巡回監査によりその真実性、実在性、網羅性が確認された財務データを、TKC会員事務所が関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に提供するクラウドサービスです。当サービスで提供される月次試算表や決算書等の信頼性の高さが金融機関から評価され、その活用が全国の金融機関に広がっています。

当第3四半期においては、前期に引き続き全国で20のTKC地域会と金融機関の協議会の開催を支援してその普及促進を行いました。その結果、当サービスは平成29年6月30日現在で240超の金融機関に利用されています。

2)「ローカルベンチマーク・クラウド」の提供

6月1日から、経済産業省が推進する「ローカルベンチマーク」を作成できる「TKCローカルベンチマーク・クラウド」の提供を開始しました。

このサービスにより作成されたローカルベンチマークは、経営者の了解の下でTKCモニタリング情報サービスを通じて金融機関へ提供することができ、これにより関与先企業と金融機関相互の信頼関係の醸成を支援します。

(4)「早期経営改善計画策定支援」への対応について

中小企業庁は、5月10日に認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の一環として、早期経営改善計画策定支援を公表しました。

これは、「中小企業・小規模事業者の経営改善への意識を高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業のスキームを活用し、中小企業・小規模事業者等が基本的な内容の経営改善（早期経営改善計画の策定）に取り組むことにより、平常時から資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援」するものです。

TKC全国会では、この事業を重点運動テーマの趣旨に合致するものとして積極的に展開しており、当社ではこれを支援するためシステムの改訂や研修会の企画に努めました。

(5)「サービス等生産性向上IT導入支援事業」を活用した推進活動

経済産業省が平成29年1月27日から申請受付を開始した「サービス等生産性向上IT導入支援事業」は、「中小企業・小規模事業者等がITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図る」ことを目的とした制度です。

当社ではこれを機会として、TKC会員事務所に対して当事業を活用したFXシリーズやOMS等の利用促進を提案するとともに、具体的な申請方法等に関する情報提供を行いました。

(6)「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い計算書類の作成を支援する」ための活動

①「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として記帳適時性証明書を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて、正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は全国の金融機関から高く評価され、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ、商工組合中央金庫など多くの金融機関において融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

②中小会計要領の普及のための支援活動

TKC全国会では、関与先企業が会計業務を行うにあたって準拠すべき会計基準として「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）を推奨しています。この中小会計要領は、「自社の経営状況把握に役立つ会計」「利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計」「会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」「中小企業に過重な負担を課さない会計」の考えに沿って作成されたものです。平成24年8月には、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省から公表された告示により、中小企業経営力強化支援法に基づいて認定された経営革新等支援機関（税理士、金融機関等）は、中小会計要領（または中小企業の会計に関する指針）の利用を推奨することとされました。

当社はその普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、諸環境の整備と他の中小企業支援団体との連携を継続的に推進しています。

(7) 大企業市場への展開

TKCシステムの活用により、上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業をTKC会員の関与先とするため積極的に活動しています。

当社は、大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、証憑ストレージサービス（TDS）、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を推進しています。

当第3四半期においては、新規顧客の獲得を目的として、①TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成29年6月30日現在の会員数は約1,270名）と連携した「税制改正」や「人工知能（AI）を活用した経理業務」などをテーマとしたセミナー②TKC全国会海外展開支援研究会（平成29年6月30日現在の会員数は約500名）と連携した「中国会計・チャイナリスク」をテーマとしたセミナー——を開催しました。また、内閣府規制改革推進会議・行政手続部会において大企業の電子申告義務化の方針が示されたことを受け、5月より「はじめての電子申告（法人税・地方税）セミナー」を東京、大阪、名古屋において毎月開催しています。さらに当社システムユーザーに対しては、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かし、サービスの多重化・複数システムの推進を実施しました。

こうした活動の結果、TKC連結グループソリューションの利用企業数は、平成29年6月30日現在で約2,700企業グループ（約1万8,200社）となり、日本の上場企業の売上トップ100社のうち75%を超える企業に採用されています。なお、これらの企業に対しては、800名を超えるTKC会員にシステムコンサルタントとして就任いただいています。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる判例等と当社独自ルートでの収集判例等を加え、その件数は28万2,000件超（平成29年6月30日現在）と、日本最大の収録数となっています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」は90万7,000件超の文献情報、51の「専門誌等データベース」との連動など、収録情報総数は235万件を超え、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成29年6月30日現在でその利用者は約5万IDを超え、1万6,600超の機関で利用されています。

当第3四半期においては、引き続きTKCローライブラリーの実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務向け「企業法務パック」）することで、実務への活用をアピールし販売促進に注力しています。また、提携先である労働開発研究会と共同開発した労働法関連ポータルサイト「労働法EX+」を平成29年3月から提供し、今後、労働法学研究会会員向けおよびTKCローライブラリーのオプションコンテンツとして新たな販路での利用拡大を目指します。

アカデミック市場では、「TKC法科大学院教育支援システム」を利用している56校の法科大学院に対し、その利用を基盤とした早期学修支援制度導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」へ応募ができるよう支援しています。また、このシステムには学生の自学自習を支援する演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）と、「学習支援NAVI」「判例学習ドリル」を有し、これらを活用して司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能が評価され、その利用者は年々拡大しています。

なお、「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成29年6月30日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の市区町村を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されています。

特に、TASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであり、国が推進する「自治体クラウド」のモデルとしても注目されており、これまで5グループ（36団体）で利用されています。

平成29年6月30日現在、当社サービスを採用しているのは全国140団体超となっています。

当第3四半期においては、平成29年秋に本格運用を開始する国・地方間での情報連携に向けて基幹系業務（住基・税・福祉など）システム「新世代TASKクラウド（番号制度対応版）」※の機能強化に取り組んだほか、顧客団体における総合運用テストなど対応準備を支援しました。

※「新世代T A S Kクラウド（番号制度対応版）」は、T A S Kクラウドサービスの基幹業務システムのブランド名です。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年9月に発出された、総務大臣通知「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）」を受け、「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入を検討する団体が急増しています。

これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次ぎ、T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システムは平成29年6月30日現在で60団体に採用されています。

(3) 地方税の電子申告への対応

一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税のサービスをクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとのデータ連携サービスを独自に開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国46社のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、全都道府県・市区町村の約4割にあたる727団体（平成29年6月30日現在）に採用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策として「T A S Kクラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成29年6月30日現在で80団体超に採用されています。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村では、原則として平成29年度までに現行の「現金主義会計」（単式簿記）を補完する仕組みとして「発生主義会計」（複式簿記）を整備し、これを活用した財務書類などを作成・開示することが求められています。

当社では、これに対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システム「T A S Kクラウド固定資産管理システム」を提供しています。当第3四半期においては、T A S Kクラウド公会計システムの新機能である財務書類（貸借対照表と行政コスト計算書）の活用機能の強化拡充に取り組みました。また、T A S Kクラウド公会計システムは「日々仕訳」に対応したパッケージシステムであるとともに、特許技術による“精度の高い自動仕訳”を実現するなどシステムの使いやすさが認められ、平成29年6月30日現在で170団体超に採用されています。

(5) その他、法律および制度改正等への対応

市区町村においては、マイナンバーカード等の利活用による「国民の利便性向上」と「行政の業務効率化」に加え、来春施行が予定される「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」などへの対応が求められています。

これを支援するため、新商品企画推進室（平成28年10月1日発足）を中心として、マイナンバーカードやマイナポータル、あるいはAIなど最先端ICTを活用した新製品・サービス（かんたん窓口システム、子育てワンストップ支援サービス、福祉相談支援システムなど）の調査・研究、開発を進めました。

また、当社は国が推進する「民間事業者におけるマイナンバーカードの利活用」で第1号となる総務大臣認定を受け、今年3月1日付で告示されました。当第3四半期においては、今夏から「セキュリティールームへの入室権限の認証・許可」「個人情報を取り扱う端末の利用権限の認証・許可」での活用を開始すべく、その準備に取り組みました。

5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、一般的にビジネス帳票の需要が減少傾向にあるものの、当第3四半期においても大手顧客からの定期的な帳票受注があり、小幅な減少となりました。

データプリントサービス分野では、官公庁等の大口物件、東京都議選の選挙関連受注、民間企業からのDM物件、また請求書・通知書業務などのビジネス・プロセス・アウトソーシング定期案件等の受注により、前期比1.4%増の売上高となりました。

II. 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、81,095百万円となり、前連結会計年度末81,116百万円と比較して20百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、26,414百万円となり、前連結会計年度末29,554百万円と比較して3,139百万円減少しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が2,440百万円、「売掛金」が61百万円、「その他」に含まれる「繰延税金資産」が634百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、54,680百万円となり、前連結会計年度末51,562百万円と比較して、3,118百万円増加しました。

その主な理由は、「長期預金」が1,000百万円減少したものの、「投資有価証券」が3,535百万円、有形固定資産の「その他」に含まれる「建設仮勘定」が633百万円増加したことなどによるものです。

2. 負債の部について

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、12,995百万円となり、前連結会計年度末16,559百万円と比較して3,564百万円減少しました。

(1) 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、9,685百万円となり、前連結会計年度末13,419百万円と比較して、3,733百万円減少しました。

その主な理由は、「その他」に含まれる「預り金」が415百万円増加したものの、「買掛金」が924百万円、「未払法人税等」が1,784百万円、「賞与引当金」が1,374百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、3,309百万円となり、前連結会計年度末3,140百万円と比較して、169百万円増加しました。

その主な理由は、「退職給付に係る負債」が144百万円増加したことなどによるものです。

3. 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、68,099百万円となり、前連結会計年度末64,556百万円と比較して3,543百万円増加しました。

その主な理由は、「利益剰余金」が2,621百万円、「その他有価証券評価差額金」が1,069百万円増加したことなどによるものです。

なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は、82.0%となり、前連結会計年度末77.7%と比較して4.3ポイント増加しました。

III 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

IV 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は33百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 230,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,461,500	264,615	—
単元未満株式	普通株式 39,433	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	264,615	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株（議決権の数6個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	224,600	—	224,600	0.84
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	230,100	—	230,100	0.86

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,552	17,111
受取手形及び売掛金	6,335	6,279
たな卸資産	631	517
その他	3,069	2,542
貸倒引当金	△36	△37
流動資産合計	29,554	26,414
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,554	6,538
土地	6,607	6,922
その他（純額）	1,743	2,633
有形固定資産合計	14,906	16,093
無形固定資産	3,712	3,707
投資その他の資産		
投資有価証券	20,216	23,752
長期預金	7,000	6,000
差入保証金	1,303	1,311
その他	4,422	3,815
投資その他の資産合計	32,943	34,879
固定資産合計	51,562	54,680
資産合計	81,116	81,095
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,602	1,678
短期借入金	111	111
未払金	4,191	3,340
未払法人税等	2,203	418
賞与引当金	2,853	1,478
その他	1,457	2,658
流動負債合計	13,419	9,685
固定負債		
長期借入金	295	241
退職給付に係る負債	1,583	1,727
その他	1,261	1,340
固定負債合計	3,140	3,309
負債合計	16,559	12,995

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,419	5,409
利益剰余金	52,606	55,227
自己株式	△350	△559
株主資本合計	63,374	65,777
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△339	729
その他の包括利益累計額合計	△339	729
新株予約権	176	178
非支配株主持分	1,345	1,414
純資産合計	64,556	68,099
負債純資産合計	81,116	81,095

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
売上高	43,702	44,625
売上原価	14,952	15,501
売上総利益	28,750	29,124
販売費及び一般管理費	21,052	22,155
営業利益	7,698	6,968
営業外収益		
受取利息	29	23
受取配当金	105	110
保険配当金	17	12
受取地代家賃	28	32
持分法による投資利益	-	4
その他	16	16
営業外収益合計	198	198
営業外費用		
支払利息	4	3
為替差損	-	0
持分法による投資損失	38	-
その他	0	0
営業外費用合計	42	3
経常利益	7,853	7,163
特別利益		
固定資産売却益	10	0
資産除去債務戻入益	-	23
特別利益合計	10	23
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	25	1
特別損失合計	25	1
税金等調整前四半期純利益	7,838	7,185
法人税、住民税及び事業税	2,332	1,841
法人税等調整額	476	525
法人税等合計	2,808	2,367
四半期純利益	5,029	4,818
非支配株主に帰属する四半期純利益	70	69
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,959	4,748

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	5,029	4,818
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,094	1,077
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	0
その他の包括利益合計	△1,095	1,078
四半期包括利益	3,934	5,896
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,870	5,818
非支配株主に係る四半期包括利益	64	78

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	1,889百万円	2,037百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,009	38	平成27年9月30日	平成27年12月24日	利益剰余金
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	1,062	40	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,062	40	平成28年9月30日	平成28年12月26日	利益剰余金
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	1,060	40	平成29年3月31日	平成29年6月12日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	29,900	10,997	2,804	43,702	—	43,702
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	0	1,494	1,498	△1,498	—
計	29,903	10,997	4,299	45,200	△1,498	43,702
セグメント利益	5,807	1,636	250	7,694	3	7,698

- (注) 1. セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成28年10月1日至平成29年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	31,130	10,650	2,844	44,625	—	44,625
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	0	1,463	1,467	△1,467	—
計	31,133	10,651	4,308	46,093	△1,467	44,625
セグメント利益	6,169	566	223	6,959	9	6,968

- (注) 1. セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	186円78銭	178円97銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	4,959	4,748
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	4,959	4,748
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,551	26,534
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	185円98銭	178円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	113	114
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

平成29年6月28日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する事項を決議し、次のとおり実施いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

資本効率の向上と株主利益の向上を図るために、自己株式取得を行うものであります。

2. 取得内容

- (1) 取得する株式の種類
当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数
150,000株(上限)
- (3) 株式の取得価額の総額
510,000,000円(上限)

3. 取得結果

- (1) 取得株式数
125,000株
- (2) 取得価額の総額
408,125,000円
- (3) 取得日
平成29年7月4日(約定日平成29年6月29日)
- (4) 取得方法
㈱東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

2 【その他】

平成29年5月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 1,060百万円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 40円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成29年6月12日 |
- (注) 平成29年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月14日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月14日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第51期第3四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。